

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	09-01-05		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	準夜間小児初期救急医療事業費		部課名	健康部生活衛生課		課長名	田久保	
			担当者名	笠原、大田		内線	422	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-04-01	準夜間小児初期救急医療事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	荒川区小児初期救急平日準夜間診療事業実施要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ 子育て教育都市						
	政策	03 子育てしやすいまちの形成						
	施策	06 小児医療の充実						
目的	診療所が診療を実施しない平日準夜間における小児救急患者に対し初期救急医療事業を実施することにより、小児救急医療体制を確保し小児医療の充実とともに子育て支援の充実を図る。							
対象者等	中学生以下の初期救急医療を必要とする患者 対象者 23,167人（人口一覧表令和7年12月1日現在〈15歳未満〉による）							
内容	(荒川区小児初期救急診療所の概要) 1 開設日 平成18年6月7日 2 診療時間 平日（月曜日～金曜日）の19時～22時（準夜間の3時間） 3 対象者 中学生以下の初期救急医療を必要とする患者 ※受診の際には、マイナ保険証等を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 4 診療医師 小児科専門医など小児科医師が診療 5 開設場所 荒川区医師会館1階（荒川区西日暮里六丁目5番3号）							
経過	平成14年度 平成16年度 平成18年度	都は平成18年度までに各区における平日準夜間（概ね17時～22時の3時間程度）の固定施設における初期救急診療体制の整備を目指し、助成を開始 検討開始、医師会等関係機関と協議、検討 施設開設 ※東京都から小児初期救急平日夜間診療事業補助金、小児初期救急施設整備費補助金、小児初期救急設備整備補助金の交付を受けた。						
必要性	病状が急変しやすい子どもの健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、この事業により救急病院における小児初期急患による混雑を緩和するなど、救急病院が本来の機能を遂行する上でも、事業の必要性は高い。							
実施方法	(3委託) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) 委託件名：平日準夜間小児初期救急診療事業運営業務委託契約 委託先：一般社団法人荒川区医師会 委託料：24,781千円（令和7年度契約額）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	一日あたりの平均受診者数（人）	4.5	3.4	2.9	3.4	—	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
推進	推進	症状が急変しやすい子どもの健康を守る事業として推進する。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			25,624	25,825	26,095	26,095	26,095	27,197	25,283
決算額（8年度は見込み）			24,866	24,767	24,866	24,866	24,866	25,966	25,283
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	受診者数		294	474	767	1,087	819	712	820
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	協議会運営委員謝礼	0	報償費	協議会運営委員謝礼	0	委託料	小児救急医療運営委託費		24,683
需用費	協議会消耗品	0	需用費	協議会消耗品	0	負担金補助等	小児救急医療運営補助金		600
委託料	小児救急医療運営委託費	24,866	委託料	小児救急医療運営委託費	24,766				
負担金補助等	小児救急医療運営補助金	0	負担金補助等	小児救急医療運営補助金	1,200				

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	426	457	31	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	24,866	24,766	▲ 100		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	3,675	4,630	955
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	1,200	1,200		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	3,675	4,630	955
		賞与・退職給与引当金繰入額	31	63	32	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 21,648	▲ 21,856	▲ 208	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
	行政費用合計(b)		25,323	26,486	1,163	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 21,648	▲ 21,856	▲ 208
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 21,648	▲ 21,856	▲ 208	

備考	行政費用の物件費は主に医師会への委託料が占めている。補助費は医師会の電子カルテシステム及び機器購入に対する補助金である。行政収入は小児初期救急医療運営に対する都補助金である。
----	---

問題点	・子育て世代の医療ニーズを充足できる環境整備を図るため、関係団体との連携により、小児科医師の確保等の体制整備を推進していく必要がある。 ・必要な時には本事業を利用いただけるよう、区民への周知を継続、広報を充実していく必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区報・ホームページを中心とした広報を継続する。区民がより利用しやすくなるよう適宜見直しを行う。	ホームページを見直し、本事業で対応できない受診科目や時間帯、受診を迷った時の相談窓口等について、幅広く周知を行った。	必要時に利用いただけるよう、引き続き広報の充実に努める。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成16年二定	小児初期救急診療について							
	平成18年二定	センターでの電話相談の実施について							

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	09-01-06		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	衛生統計調査		部課名	健康部生活衛生課		課長名	田久保	
			担当者名	笠原・高橋・大田		内線	422	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-05-01	衛生統計調査費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 22	（ 1947 ）	年度	根拠法令等	統計法、人口動態調査令、医師法等			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	04	統計・調査の推進					
目的	根拠法令等に基づき、人口動態調査や医療施設動態調査をはじめ厚生労働省から指定された各種調査を行い、厚生労働行政施策及び公衆衛生行政の基礎資料を得る。							
対象者等	1 人口動態調査・・・戸籍法に基づく届出者（出生・死亡・死産・婚姻・離婚） 各種調査・・・無作為に抽出された世帯（世帯員）、指定調査区の該当者 2 医師・歯科医師・薬剤師等の調査・・・医療従事者等							
内容	1 人口動態調査 出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出に基づく調査票の審査・照会・取りまとめ、東京都への送付。 各種調査・国民生活基礎調査（毎年）・社会保障・人口問題基本調査（毎年） ・医療施設動態調査（毎月）・医療施設静態調査（3年周期） ・患者調査、受療行動調査（3年周期） ・業務報告 等 2 医師・歯科医師・薬剤師等の調査 厚生労働行政、医療行政及び公衆衛生行政の基礎資料を得ることを目的に、2年毎に、医師法、歯科医師法、薬剤師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づき、各医療従事者の現況を調査する。							
経過	1 人口動態調査 明治5年開始 2 医療施設動態調査 昭和48年開始 3 医師・歯科医師・薬剤師等の調査 昭和23年開始 ※平成23年衛生統計調査費他3事業統合（以下、平成31年度予算から他事業へ移管） 4 医師等免許経由事務 昭和50年より都知事から区長への委任事務、平成12年に改正され区の事務となる→生活衛生課事務費へ統合 5 医療監視事務 平成12年度、地方分権一括法により医療法等にかかわる事務が区の自治事務に位置づけられる→薬事監視事務費へ統合							
必要性	区民の健康の向上や子育てに関係する施策の参考資料となるデータを調査するものであり必要性は高い。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員） 国民生活基礎調査、社会保障・人口問題基本調査は、調査員（非常勤職員）により実施、人口動態調査等については常勤職員で実施							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	人口動態調査(衛生統計調査)(件)	5,623	5,554	5,732	5,600	5,600	死亡者数等の増減により変動する
	②	国民生活基礎調査等各種調査(世帯)	189	151	200	114	114	3年に1回大規模調査（R7年度実施、次回はR10年度）
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	国の法定受託事務として継続して実施する。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			462	618	815	1,028	858	828	1,264
決算額（8年度は見込み）			295	233	496	471	407	481	1,264
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	①人口動態調査（件）		5,461	5,427	5,451	5,623	5,554	5,732	5,600
	②医師等の調査（隔年）		3,348	-	2,476	-	2,287	-	2,200
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	調査員手当	262	報酬	調査員手当	418	報酬	調査員手当	572	
需用費	調査用品等消耗品	74	需用費	調査用品等消耗品	57	需用費	調査用品等消耗品	458	
役務費	郵送料	71	役務費	郵送料	6	役務費	郵送料	234	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	5,805	5,897	92	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	145	63	▲ 82		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	432	509	77
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	432	509	77
		賞与・退職給与引当金繰入額	397	759	362		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,915	▲ 6,210	▲ 295
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		6,347	6,719	372	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 5,915	▲ 6,210	▲ 295
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 5,915	▲ 6,210	▲ 295	

備考	行政費用の物件費は、調査用の消耗品費と郵送料が占めている。行政収入は調査活動に対する都委託金である。
----	--

問題点・課題	・ 国民生活基礎調査など調査員による各種調査については調査拒否やオートロック式マンションの増加等により調査票の回収が年々減少し、効果的な調査活動が困難となっている。特に若い世帯へはオンライン調査システムを重点的に推進していく必要がある。 ・ 全国的に調査員不足が懸念されており、今後の安定的な調査実施のため、調査員の確保・育成を行う必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き新規の調査員への丁寧な説明・フォローを行い、効果的な調査活動を実施する。	オンライン回答方法や調査票の適切な配布等について、調査員に対し丁寧に説明・フォローを行うことで、確実な回答につなげた。	調査対象者に対して的確・丁寧な説明を行うとともに、調査員と密に連携し、効果的な調査活動を実施する。
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実況

議 會 質 問 狀 況 (要旨)	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		09-01-07		戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		医師会・歯科医師会・薬剤師会等補助金		部課名		健康部生活衛生課		
				担当者名		笠原		
				課長名		田久保		
				内線		422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-02-05		保健衛生関係団体等補助金				
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 38（ 1963 ）年度		根拠		荒川区補助金等交付規則及び		
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度		法令等		各団体への交付要綱		
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市				
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
		施策		03 地域医療の充実				
目的		医師会、歯科医師会、薬剤師会、歯科技工士会、食品衛生協会、環境衛生協会が実施する公益性のある事業や活動等に対して補助を実施することにより区民の健康増進に寄与する。						
対象者等		医師会、歯科医師会、薬剤師会、歯科技工士会、食品衛生協会、環境衛生協会						
内容		（各会の主な活動） 医師会 予防接種、乳幼児集団健診、無料健康相談、血圧測定、がん相談、校医等の地域保健活動など 歯科医師会 歯科衛生相談、乳幼児集団歯科健診、障がい者歯科健診、保育園児等の歯科健診等の公衆衛生活動 薬剤師会 小・中学校、町会等を対象とした薬事衛生などの講演会等、医薬品の災害備蓄 歯科技工士会 各種研修会開催など区民の歯科衛生に対する協力 食品衛生協会 食品衛生講習会・相談所等の開設をすることで、食中毒その他危害の発生防止に努める 環境衛生協会 環境衛生講演会の開催、営業施設への衛生管理指導等を行い、公衆衛生思想の振興を図る						
経過		昭和38年度 三師会に対する補助開始 昭和54年度 食品衛生協会、環境衛生協会に対する補助開始 平成 9年度 歯科技工士会に対する補助開始 平成18年度 補助金の事務を保健福祉計画課から生活衛生課に移管 平成19年度 歯科技工士会に対する補助増額 平成21年度 薬剤師会に対し使用済み注射針回収容器を支給（需用費、10万円分） 平成25年度 薬剤師会に対し使用済み注射針回収容器を支給（需用費、10万8千円分に変更） 平成26年度 使用済み注射針回収容器の支給に係る予算を清掃事務所へ移管（執行委任により生活衛生課で購入）						
必要性		区民の健康を守る組織である医師会等各団体への補助を実施することで、区民の健康増進に寄与することができる。						
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	医師会会員数（人数）	225	221	223	222	-	会員施設数160/全施設数198（加入率80.8%）
	②	歯科医師会会員数（人数）	107	106	106	104	-	会員施設数72/全施設数126（加入率57.1%）
	③	薬剤師会会員数（人数）	112	114	112	110	-	会員施設数71/全施設数107（加入率66.4%）
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		いずれの団体も区民の健康増進に関わる様々な公益的活動に取り組んでおり、区として継続して支援を実施する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			3,025	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025	3,025
決算額（8年度は見込み）			2,803	2,919	3,025	3,025	3,025	3,002	3,025
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	医師会補助（千円）		974	974	974	974	974	974	974
	歯医師会補助（千円）		812	812	812	812	812	812	812
	薬剤師会補助（千円）		649	649	649	649	649	649	649
	歯科技工士会補助（千円）		94	114	125	125	125	125	125
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	医師会補助	974	負担金補助等	医師会補助	974	負担金補助等	医師会補助	974	
	歯科医師会補助	812		歯科医師会補助	812		歯科医師会補助	812	
	薬剤師会補助	649		薬剤師会補助	649		薬剤師会補助	649	
	歯科技工士会補助	125		歯科技工士会補助	125		歯科技工士会補助	125	
	食品衛生協会補助	315		食品衛生協会補助	315		食品衛生協会補助	315	
	環境衛生協会補助	150		環境衛生協会補助	127		環境衛生協会補助	150	

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	426	730	304	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	3,025	3,002	▲ 23		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	31	101	70		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,482	▲ 3,833	▲ 351		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
		行政費用合計(b)	3,482	3,833	351		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 3,482	▲ 3,833	▲ 351		
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 3,482	▲ 3,833	▲ 351				

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策	

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	各団体へ申請書・実績報告の作成時期について確認を行う。補助対象事業や今後の連携方法を精査する。	対象団体に対し、補助対象事業を確認、今後の連携方法について協議を行った。	今後も各団体について補助対象事業を確認し、今後の連携方法について精査する。
②			
③			

他 区 の 実 況	(実施	20	区	未実施	2	区	不明	0	区)
江東区、豊島区において未実施									
議 会 質 問 状 況 (要旨)									

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	09-01-08		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	動物愛護管理推進事業		部課名	健康部生活衛生課		課長名	田久保	
			担当者名	大河内		内線	422	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		02-01-01	動物愛護管理推進事業					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 55	（ 1980 ）	年度	根拠	動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等	の愛護及び管理に関する条例他		
実施基準	☒ 法令基準内		☒ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	近年のペットブームを反映して、犬や猫、小鳥等の飼養者が増加している一方で、人口過密な都市環境の中で、動物を飼養するために不可欠な「適正飼養」が行われないことによる相談（苦情）が増加している。このため、動物愛護及び管理の観点から飼養者のマナーや、動物に関する知識（生態・習性・人畜共通感染症など）についての相談や指導を行う。							
対象者等	犬・猫などの動物の飼い主、飼い主のいない猫への餌やりをしている人							
内容	1 犬・猫の飼い方、しつけ方等の指導及び講演会の実施 2 犬・猫等に関する相談受付 ① 犬・猫の忌避剤（木酢液）や犬のふん尿放置、猫の餌やり等に対するマナープレートの配布 ② 啓発パンフレットの配布 ③ 犬のこう傷事故届出の受付 ④ 引き取り・収容動物の告示及び犬猫等保護失踪届出の受付 ⑤ 猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業 ⑥ 飼い猫の不妊・去勢費用の助成 ⑦ 飼い犬・飼い猫及び飼い主のいない子猫の保護譲渡活動支援事業 3 相談等への対応は、担当職員が個別訪問等により適正飼養について助言、注意等を行う。 ※ 東京都動物愛護相談センターと連携をとりながら実施							
経過	平成 4年度 平成20年度 平成24年度 令和 6年度 令和 7年度	飼い猫の不妊・去勢手術費助成制度を開始（以降、断続的に継続） 飼い主のいない猫の屋外での活動の適正管理等に係る地域活動の支援事業を開始 多頭飼育猫の不妊・去勢手術費用助成制度を開始 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成の助成額を引き上げ 多頭飼育における飼い犬・飼い猫の保護譲渡活動支援事業を開始 飼い犬・飼い猫の保護譲渡活動支援事業の対象を1頭からに拡大 飼い主のいない子猫の保護譲渡活動支援事業を開始 ペット受入可能な一次避難所を公表（区内10か所） 「震災時における被災動物の一時収容施設の利用に関する協定」を民間事業者と締結						
必要性	ペットの放し飼い・ふん尿の放置など不適正な飼養や、飼い主のいない猫によるふん尿など、相談・苦情等が増加しており、飼養動物に関わるマナーの普及・啓発を図る必要がある。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	啓発事業(相談件数)	114	123	94	100	-	マナーを守らない飼養者等に対する啓発、注意指導を行う。
	②	飼い主のいない猫の不妊去勢手術(助成件数)	23	28	31	47	-	飼い主のいない猫の繁殖抑制、屋外猫の被害緩和を図る。
③	飼い猫の不妊去勢手術(助成件数)	94	135	104	130	-	令和2年度から飼育頭数の要件を1頭からに緩和。	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続		継続	ペットの適正飼育には飼い主のマナー意識の向上が重要であり、普及啓発を継続する必要がある。飼い主のいない猫問題についても引き続き地域における理解を高めていく必要がある。					

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		6,616	7,798	5,824	2,772	6,122	6,117	5,724
決算額（8年度は見込み）		4,102	4,690	3,020	2,048	2,288	4,704	5,724
実績 の 推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	プレート配布（枚）	491	464	464	405	378	299	300
	忌避剤配布（本）	277	214	180	234	281	219	225
	犬のこう傷事故（件）	3	3	8	3	9	5	6
	相談・苦情件数（件）	292	194	114	114	123	94	110

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	動物関連講演会講師謝礼外	63	報償費	動物関連講演会講師謝礼外	82	報償費	動物関連講演会講師謝礼外	110
需用費	マフ・レート外	167	需用費	マフ・レート・ペット防災用品外	610	需用費	マフ・レート外	393
役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	43	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	45	役務費	助成金交付決定通知ほか事務連絡用郵券	51
負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	1,172	負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	1,086	負担金補助等	猫不妊・去勢手術助成金	1,470
負担金補助等	多頭飼育保護譲渡助成金	0	負担金補助等	保護譲渡助成金	185	負担金補助等	保護譲渡助成金	3,700
償還金	都補助返還金	843	償還金	都補助返還金	2,696			

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	17,055	18,262	1,207	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	210	655	445		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	3,392	1,172	▲ 2,220
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	2,078	4,049	1,971		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	450	450
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	3,392	1,622	▲ 1,770
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,222	2,529	1,307		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 17,173	▲ 23,873	▲ 6,700
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	20,565	25,495	4,930		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 17,173	▲ 23,873	▲ 6,700
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 17,173	▲ 23,873	▲ 6,700		

問題点・課題	・ 飼い猫の屋外飼養や飼い主のいない猫への無責任な餌やり等による排泄物の悪臭や飼い犬の鳴き声による騒音被害等が問題となっている。また、飼育崩壊や健康上の理由等で飼養継続が困難となった場合に備える対応を検討する必要がある。 ・ 震災時のペットの避難について、飼い主に対して日頃の備えに関する周知をさらに進め、訓練等を通じて、ペットの同行避難時の避難スペースや動線の確保など具体的な課題について関係者と協議する必要がある。また、トレーラーハウスの設置場所についても検討する必要がある。
--------	---

	令和7年度に取組む	令和7年度に実施した	令和8年度以降に取組む
--	-----------	------------	-------------

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和6年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	各地区1箇所ペットの避難施設が確保できるよう、地域の理解を深めながら段階を踏んで調整を進める。	ペット受入可能な一次避難所を区内に7か所設けた。また、被災動物の一時収容施設の利用に関する協定を民間事業者と締結した。	地域のバランスをみながらペット受入可能な一次避難所を増やしていくとともに、区民へ情報発信していく。
②	保護譲渡に係る補助対象を多頭飼育崩壊から①飼育崩壊②飼い主のいない子猫に拡大する。	飼育継続困難となった飼い猫や飼い主のいない子猫を譲渡につなげ、ペットの遺棄や屋外猫の増加による環境衛生の悪化を防いだ。	全ての飼い主へ、終生飼養のための啓発を行う。加えて、飼育崩壊等発生時の緊急対応について検討を進める。
③			

況 議 会 質 問 状 （ 要 旨 ）	令和元年度2月会議	猫の多頭飼育について	
	令和 2年度2月会議	野良猫対策としてのシェルター整備	
	令和 4年度9月会議	・ 令和 5年度11月会議 ・ 令和 6年度 9月会議	地域猫活動について
	令和 5年度3月震特	・ 令和 7年度 7月震特	ペット避難について
	令和 6年度2月会議	アニマルウェルフェアについて	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	09-01-09		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	狂犬病予防対策事業		部課名	健康部生活衛生課	課長名	田久保		
			担当者名	大河内	内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		02-01-02	狂犬病予防対策事業					
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 50（ 1975 ）年度	根拠法令等	狂犬病予防法、動物愛護管理法					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度							
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	狂犬病予防法に基づき、畜犬登録事務と予防注射を実施し、狂犬病の発生防止を図る。							
対象者等	生後91日以上の子犬を飼養している区民							
内容	(1) 犬の登録受付・鑑札交付（犬の生涯に1回） (2) 狂犬病予防注射済票交付（年1回の予防接種後注射済票交付） (3) 犬の所在地変更に伴う原簿送付および送付依頼 (4) 捕獲犬の拘留についての公示 ※手数料 ① 登録手数料・・・3,000円（再交付は1,600円） ② 注射済票交付手数料・・・550円（再交付は340円）							
経過	昭和60年度 予防注射を毎年6か月ごとから年1回の実施に変更 平成 7年度 畜犬登録を毎年から生涯 1 回の実施に変更 平成14年度 畜犬ソフトシステム導入（迷い犬の検索、登録頭数等データの統計処理、狂犬病集合注射に伴う事務処理用） 平成28年度 畜犬ソフトシステムの改修（集合注射実施における様式変更等） 平成30年度 畜犬ソフトシステムの更改（旧システム保守サポート業者の撤退に伴い） 令和 2～4年度 新型コロナウイルス感染症の影響により、狂犬病予防集合注射を中止 令和4年6月1日 改正動物愛護管理法施行に伴い、指定登録機関のマイクロチップ装着の犬は狂犬病予防法の特例に基づいた登録とみなされるようになった。 令和5年度 獣医師会と協議のうえ、狂犬病予防集合注射の屋外での実施を獣医師会加盟の動物病院での実施へ変更した。							
必要性	日本は世界で数少ない狂犬病浄化国であるが、克服された病気ではなく、発生の危険性が全くないとは言えない。令和2年度には国内で14年ぶりの発症者が確認された例（海外で感染後、来日）があった。法に基づく事業として引き続き実施する必要がある。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 犬の登録業務（各種変更届のほか鑑札及び注射済票交付）は通年行い、注射済票の交付については各区民事務所でも受付を行っている。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	① 登録数	7,082	7,148	7,242	7,300	-		
	② 予防注射接種率	59.6%	68.1%	64.6%	82.2%	100%	済票交付数(再交付除く)／登録数	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		法に基づく事業であるため、継続して実施する。				

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	09-01-11		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	医務薬事監視事務費		部課名	健康部生活衛生課		課長名	田久保	
			担当者名	高橋		内線	427	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-01-01	医務薬事監視事務費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 9	（ 1997 ）	年度	根拠	医薬品医療機器等法、薬剤師法、麻薬及び向精			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	神薬取締法、覚醒剤取締法等			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	医薬品、医療機器、麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒物・劇物、家庭用品等の販売又は取扱者に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び安全確保を図る。 診療所等に対し、法に基づく規制を行うことにより、区民の保健衛生の向上及び安全確保を図る。							
対象者等	薬事関連：薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業、麻薬小売業、向精神薬小売業・卸売業、覚醒剤原料取扱者、毒物劇物販売業、毒物劇物業務上取扱者 医務関連：診療所、歯科診療所、助産所、歯科技工所、施術所等							
内容	1 薬局、店舗販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業及び管理医療機器販売業・貸与業に対する許可、届出受理及び監視指導 2 医薬品、医薬部外品等の収去検査 3 薬局及び店舗販売業が行う医薬品の広告に対する監視指導 4 薬局製造販売医薬品製造販売業の許可・承認、薬局製造販売医薬品製造業の許可及び監視指導 5 麻薬小売業者に対する麻薬小売業の免許及び監視指導 6 向精神薬小売業者・卸売業者及び覚醒剤原料取扱者に対する監視指導 7 毒物・劇物の適正な保管管理や取扱い及び震災時や事故等の対策についての監視指導 8 規制対象の家庭用品の試買検査実施、違反品の製造・輸入・販売業者に対する回収・改善等の指導 9 診療所、歯科診療所、助産所、歯科技工所、施術所に対する許可、届出受理及び監視指導 10 患者等からの医療機関等への苦情相談受付業務							
経過	平成 9年度 平成12年度 平成17年度 平成24年度 平成25年度 平成27年度	医薬品の一般販売業（卸売販売業を除く）及び特例販売業の事務が区に移管 地方分権一括法により、毒物劇物販売業及び家庭用品に関する事務が区に移管 地方分権一括法により、医療法等に係る事務が区の自治事務に位置づけられた 特例条例で薬事法等に基づく薬局等関連10事業、毒物劇物業務上取扱者関連事業が区に移管 地域主権改革推進関連法（平成23年公布）により、毒物劇物業務上取扱者に関する事務が区の自治事務に位置づけられた 地域主権改革推進関連法（平成23年公布）により、薬局等に関する事務が区の自治事務に位置づけられた 地域主権改革推進関連法（平成25年公布）により、高度管理医療機器等販売業等に関する事務が、区に移管						
必要性	法令に基づき区が行う事業であり、不適正な販売や取扱いによる区民の健康被害を防止するため、定期的な立ち入り等により保管管理等について監視指導を行うことが必要である。							
実施方法	☐ 2一部委託（ ）（直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 各法に規定する監視員が、立入・監視指導を行う。収去品、シアン排水、試買品は、東京都健康安全研究センター等に検査を依頼する。試験検査物検査委託：1,407千円（R8）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	薬事監視指導率(%)	62	56	78	65	70	立ち入り監視指導数／施設数（許可施設）
	②	毒物劇物監視指導率(%)	26	24	28	26	30	立ち入り監視指導数／施設数
③	医療安全体制整備の状況確認・指導（件）	19	11	18	22	15	医療安全整備体制の自主管理推進 チェックリストの送付・立入検査	
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		法令に基づく事務として、その時の改正内容に留意しつつ継続して実施する。				

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	09-01-12		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	環境衛生監視事務費		部課名	健康部生活衛生課	課長名	田久保		
			担当者名	菅井	内線	437		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	02-02-01	環境衛生監視事務費						
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法他			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	多くの人が日常的に利用する環境衛生関係施設における良好な衛生状態を確保し、公衆衛生の向上を図る。							
対象者等	環境衛生関係施設の営業者・開設者・届出者及び管理者等							
内容	1 環境衛生関係施設に対する許可・確認 2 環境衛生関係施設に対する監視指導及び衛生上の助言 3 水道施設、墓地・納骨堂、特定建築物などの施設への衛生指導及び助言 4 住宅宿泊事業法に基づく届出の受理、届出施設への衛生指導及び助言 5 環境衛生関係施設への立入検査時に各種理化学・細菌検査の実施 6 環境衛生関係施設に対する衛生講習会の実施 7 社会福祉施設などに対する衛生指導及び助言							
経過	[昭和50年度] 保健所の区移管により、環境衛生関係施設の許認可及び監視指導を実施 [平成12年度] 地方分権一括法により温泉法に係る事務が区に移管 環境衛生関係法に係る事務が自治事務となる 建築物衛生法の延床5,000～10,000㎡の施設が区に移管 [平成24年度] 地域主権整備法により、墓地・旅館・浴場・理容・美容・クリーニングの各条例制定 興行場条例改正（3月） [平成30年度] 住宅宿泊事業法施行（6月）旅館業法及び施行条例改正（6月） [平成31年度] 旅館業法施行条例改正（4月） [令和 3年度] 旅館業法施行条例改正（9月・2月）・公衆浴場法施行条例改正（9月） [令和 5年度] 生活衛生関係営業の事業譲渡のため興行場・旅館・プールの各条例改正（9月） [令和 6年度] 公衆浴場法施行条例改正（2月）							
必要性	法令等に基づき区が行う事務であり、施設の不適切な衛生管理が区民や利用者の健康被害につながるおそれがあるため、定期的な立ち入りにより管理運営等について監視指導を行うことが重要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ） 環境衛生監視員により、監視指導を実施							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明	
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み		目標値(8年度)
	①	監視指導率（％） （理容・美容・クリーニング）	25	30	35	50	50	監視指導数/施設数
	②	監視指導率（％） （興行場・公衆浴場・旅館等）	170	175	180	200	200	監視指導数/施設数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続	法律や特例条例、区条例等に基づく事務であるため、継続して実施する。また、社会情勢、衛生管理等において規制の見直し等を行いながら、衛生水準の向上を目指して実施する。					

No2

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		9,443	9,918	9,435	9,612	11,653	14,103	12,292
決算額（8年度は見込み）		8,694	8,800	8,790	9,118	10,796	11,729	12,292
実績の推移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	環境衛生施設の許認可届出数	37	50	49	50	30	30	30
	環境衛生施設の監視指導数	288	391	358	400	400	400	400

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	非常勤職員報酬	5,631	報酬	非常勤職員報酬	5,666	報酬	非常勤職員報酬	5,933
職員手当等	期末・勤勉手当	2,276	職員手当等	期末・勤勉手当	1,638	職員手当等	期末・勤勉手当	2,414
共済費	社会保険料	1,123	共済費	社会保険料	1,109	共済費	社会保険料	1,336
旅費	特別旅費	627	旅費	特別旅費	536	旅費	特別旅費	591
需用費	各種検査材料費、消耗品等	284	需用費	各種検査材料費、消耗品等	163	需用費	各種検査材料費、消耗品等	492
委託料	理科学検査委託	702	委託料	理科学検査委託	776	委託料	理科学検査委託	1,269
負担金補助等	衛生管理講習会分担金	70	備品購入費	環境測定器購入	1,746	負担金補助等	衛生管理講習会分担金	70

(単位：千円)

行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	行政収入	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	31,951	46,429	14,478		地方税等		0	0	0
		物件費	1,696	1,500	▲ 196		国庫支出金		0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支支出金		0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金		0	0	0
		補助費等	70	70	0		使用料及び手数料		436	497	61
		減価償却費	0	0	0		その他		0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)		436	497	61
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,802	5,450	3,648		行政収支差額(a)-(b)=(c)		▲ 35,083	▲ 52,952	▲ 17,869
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)		0	0	0
		行政費用合計(b)	35,519	53,449	17,930		通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 35,083	▲ 52,952	▲ 17,869
		特別費用(g)	0	0	0		特別収入(f)		0	0	0
		特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0		当期収支差額(e)+(h)		▲ 35,083	▲ 52,952	▲ 17,869

備考	行政費用の物件費は主に理化学検査委託料が占める。行政収入は許可申請手数料等の歳入である。
----	--

問題点・課題	・旅館業において、営業従事者の常駐が守られていない事例がある。 ・旅館業と疑われる施設に対する苦情が増えている。 ・旅館業等を取り巻く環境の変化に合わせ、荒川区ルールの見直し等が必要である。 ・入浴施設等においてのレジオネラ属菌対策で、引き続き監視指導や助言等が必要である。 ・火葬場の公益性と収益性について引き続き調査が必要である。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	旅館業・住宅宿泊事業において適切な運営管理がなされるよう、重点的な監視指導を行う。	旅館業・住宅宿泊事業において適切な運営管理がなされているか、重点的な監視指導を行った。	旅館業・住宅宿泊事業を取り巻く環境の変化に合わせ、監視指導業務を通じ、荒川区ルールの見直しを検討する。
②	レジオネラ属菌が検出されないよう、施設の自主管理を推進する。	レジオネラ属菌が検出されないよう、施設の自主管理を推進した。	レジオネラ属菌が検出された施設の原因を究明し、次回以降レジオネラ属菌が検出されないよう衛生管理について指導する。
③	環境衛生関係営業施設に対し、より効果的な監視指導を行う。	環境衛生関係営業施設に対し、効果的な監視指導を行った。	理容・美容・クリーニングの一斉監視を通して、衛生状況の確認や監視指導の充実を図る。
他区の実況	(実施 22 区)	未実施 0 区	不明 0 区)

議会質問状(要旨)	平成29年度6月会議 平成30年度9月会議 令和 3年度9月会議 令和 3年度2月会議 令和 5年度9月会議	違法民泊の実態調査について 旅館業法施行条例の改正、荒川区ルールの変更に強化について 旅館業法施行条例・公衆浴場法施行条例の改正について 旅館業法施行条例の改正について 旅館業・興行場・プールの各条例の改正について
-----------	--	---

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	09-01-13		戦略プラン	● 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	住まいの衛生支援事業		部課名	健康部生活衛生課		課長名	田久保	
			担当者名	菅井		内線	426	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	02-02-02		住まいの衛生支援事業					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	地域保健法、感染症の予防及び感染症の患者に			
終期設定	○ 有 ● 無	（ ）	年度	法令等	対する医療に関する法律			
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画				
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	ねずみや衛生害虫が媒介する感染症の発生を予防したり、スズメバチ等の身体に重大な危害を及ぼす衛生害虫から区民を守る。また、快適な居住環境の確保を図る。							
対象者等	ねずみ・衛生害虫（ダニ等）、カビ、シックハウス等で困っている区民							
内容	1 ねずみ・衛生害虫の駆除や防除、住居衛生（ダニ・カビ・結露・シックハウスなど）についての相談及び助言、ねずみ退治講習会の開催 2 地域での蚊の大量発生を抑制するため昆虫成長阻害剤（IGR剤）によるボウフラの駆除 3 人に対して重大な危害を及ぼす場合があるスズメバチの巣の撤去 4 ねずみの駆除や防除では、必要に応じて駆除用器材の貸し出し等を行い、冬季は一斉駆除月間を設け、区民に殺そ剤を配付 5 蚊媒介感染症や災害発生時等、事態の重大性に応じて、備蓄薬剤等によりねずみや衛生害虫を駆除							
経過	[平成 8年度以前] 町会・自治会の協力により希望する世帯へ殺そ剤を配布（冬季のみ） [平成 8～13年度] 住まいのダニ診断実施 [平成11年度] 職員、業者委託含めスズメバチ等の駆除開始 [平成11～13年度] 伝染病予防法の廃止、新感染症法の制定に伴い、害虫駆除事業を見直し 動力噴霧機による薬剤散布、薬剤配布の廃止等 [平成13年度] 動力噴霧器による薬剤散布に代わり昆虫成長阻害剤（IGR剤）を雨水桝に投入 [平成13～18年度] 室内空気中化学物質（シックハウス関係）の測定実施 [平成15年度] 住まいのダニアレルゲン検査、ねずみ退治講習会を開始 [平成20年度] 事務事業「そ族害虫駆除費」を統合 [平成28年度] 町会・自治会の協力によるボウフラ駆除事業を開始							
必要性	ねずみや衛生害虫、居住環境の悪化が区民の日常生活へ及ぼす影響が大きいため、区民を支援する必要がある。また、衛生害虫等が媒介する感染症への対策として効果が期待できる。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員) 委託により昆虫成長阻害剤（IGR剤）の雨水桝への投入やスズメバチの巣の撤去を実施							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	殺そ用薬剤配布実施率(%)	95	100	100	100	100	配付数/計画数 (配付数)
	②	ボウフラ駆除薬剤投入実施率(%)	96	96	98	100	100	投入数/計画数 (投入数)
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続		継続	ねずみや衛生害虫に関する相談が多いため、被害を防止し、区民が快適に暮らせるよう継続して実施する。					

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	ねずみ等駆除事業謝礼金	1,427	報償費	ねずみ等駆除事業謝礼金	1,424	報償費	ねずみ等駆除事業謝礼金	1,493
需用費	ポウフラ駆除剤、殺そ剤等	3,248	需用費	ポウフラ駆除剤、殺そ剤等	4,128	需用費	ポウフラ駆除剤、殺そ剤等	4,704
役務費	郵便料、殺そ剤等配送	127	役務費	郵便料、殺そ剤等配送	138	役務費	郵便料、殺そ剤等配送	139
委託料	害虫駆除作業委託他	2,369	委託料	害虫駆除作業委託他	2,778	委託料	害虫駆除作業委託他	2,885
使用料等	トラック借上	0	使用料等	トラック借上	0	使用料等	トラック借上	28

備考	行政費用の物件費は、主に殺そ剤・殺虫剤の購入費、薬剤投入作業やスズメバチ等巣撤去の委託料が占める。7年度は殺虫剤の単価増や、スズメバチの巣撤去の件数増があり増額となった。行政収入は都の包括補助の歳入である。
問題点・課題	・蚊媒介感染症(デング熱、ジカウイルス感染症、チクングニヤ熱、ウエストナイル熱など)及び対策に関する効果的な啓発事業の実施が必要である。 ・区民からねずみとハチの駆除等に関する相談が多い。特に屋外のねずみの苦情や相談が多くなっている。ごみの出し方等の問題もあるため、所管部署と協働して進めていく必要がある。 ・区内でトコジラミの相談が増加している。今後、効果的な啓発事業を行う必要がある。

問題点・課題の改善策									
		令和7年度に取り組む 具体的な改善内容		令和7年度に実施した 改善内容および評価		令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①	東京都のサーベイランス調査の結果を活用し、区内の公衆衛生の向上に努める。屋外ねずみ対策についても調査・研究を進める。			相談事例を踏まえ荒川区のねずみの発生状況や対策について、検討を進めた。				東京都や各機関の調査などを活用し、区内の公衆衛生の向上に努める。屋外、屋内ねずみの対策について調査研究を進める。	
②	窓口対応や講習会等の実施により、引き続き知識の普及に努める。			窓口での相談について1件1件丁寧に対応し、講習会を通じて知識の普及に努めた。				ねずみ及びボウフラ駆除の町会事業についてロゴフォームを活用し、業務の効率化や町会への負担軽減を検討する。	
③	研修会等に参加するほか、引き続き新しい情報や知見の収集に努める。			東京都の研修会などに積極的に参加し、知識の習得に努めた。				蚊媒介感染症発生時の備えとして、東京都ペストコントロール協会と協議し、協力体制を構築する。	
他 施 区 区 の 実 況	(実施 22 区)		未実施 0 区		不明		0 区)		
議 会 要 質 問 状 況	平成13年2定 化学物質、シックスクール症候群について 平成13年3定 ねずみ駆除剤の配布について 平成21年2定 化学物質使用を減らす対策について								

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	09-01-14		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	食の安全・安心対策		部課名	健康部生活衛生課		課長名	田久保	
			担当者名	岩田		内線	428	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	02-03-01		食の安全・安心対策					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 50	（ 1975 ）	年度	根拠	食品衛生法、食品表示法、東京都ふぐの取扱い			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	規制条例 等			
実施基準	☒ 法令基準内		☒ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	02	健康危機管理体制の整備					
目的	食品衛生法の規定により毎年策定する「荒川区食品監視指導計画」に基づき、区内事業者等に対して監視指導（通常監視、夏期・歳末一斉監視等）を行い衛生管理の徹底を図る。また、食品の安全性に関する最新の情報を、講習会をはじめ様々な機会を通じて、区内事業者及び従事者、消費者等に提供し、食中毒予防を含めた区民の食の安全・安心を確保する。							
対象者等	事業者（営業者、給食供給業者、輸入業者等）、消費者							
内容	1. 営業許可申請（新規、更新）及び各種届出に関する許可事務と監視指導・食品表示相談 2. 食中毒及び苦情調査：届出者や関連施設等の調査を行い、その結果を踏まえて、食品の取扱いの改善を指導する。 3. 収去検査：区内食品取扱施設の食品について細菌・化学検査を実施し、その結果を踏まえて違反・不適原因の究明等を行い、違反・不適な食品等が流通・販売されないよう対応する。 4. 確実な手洗いの指導：手洗いチェッカーを活用し、確実な手洗いの実施を指導する。また、要望に応じて、貸し出しも行う。 5. 講習会：許可取得時、業態別、区民の依頼等に応じて、講習会を開催し、食中毒予防等の普及・啓発を図る。							
経過	令和 2年度 ・食品衛生法改正に基づくHACCP制度開始 令和 3年度 ・改正食品衛生法の施行 令和 4年度 ・「許可・監視等業務」を本事業に統合							
必要性	区民の日常生活に欠かせない食の安全・安心を守るため、区民から寄せられる苦情や相談への対応を行い、食品を原因とする健康被害を未然に防止する必要がある。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 営業許可等の事務は、事前相談、実地検査、改善確認等を実施。講習会は職員が講師となり、区民からの依頼にも対応する。食品、ふん便等は、東京都健康安全研究センター等に検査を依頼する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 収去検査（化学）の不適合率％	0	0	0	0	0	法違反又は東京都指導基準等の不適合率	
	② 収去検査（細菌）の不適合率％	16	10	10	10	10	法違反又は東京都指導基準等の不適合率	
③ 講習会実施数	40	48	49	50	50			
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		法や条例等に基づく事業として、区民の食に関わる安全・安心を確保する事業や食品衛生の普及啓発を行う事業を継続して実施する。				

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

②

③

他区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		09-01-16		戦略プラン		☐ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		公害健康被害補償給付費		部課名		健康部生活衛生課		課長名		田久保			
				担当者名		辻		内線		424			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-01-01		補償給付費									
		01-01-02		事務費									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 50（ 1975 ）年度		根拠		公害健康被害の補償等に関する法律							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内		☐ 都基準内		☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価事業体系		分野		I		生涯健康都市							
		政策		01		生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現							
		施策		03		地域医療の充実							
目的		事業活動やその他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するため、補償給付を行うことにより被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。（環境省所管）											
対象者等		公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定を受けた者（以下「被認定者」という。） 【令和8年3月末現在】15～64歳316人・65歳以上121人 計437人											
内容		被認定患者からの申請により公害検査を行い認定審査会の答申を受け、認定・失権や補償給付に係る等級の審査を行う。更新：3年毎（慢性気管支炎、気管支喘息、肺気腫）、見直し：毎年（有級者）。 医療機関からの診療報酬明細書を点検し、診療報酬審査会の答申を受け医療給付を行う。 被認定者及びその遺族に対しては、下記の補償を行っている。 （1）医療費 認定疾病に関わる医療費（2）療養手当 1ヶ月間の診療日数が入院1日以上通院4日以上で支給（3）障害補償費 障害等級を有する者に支給（4）遺族補償費 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、遺族に支給（10年間）（5）遺族補償一時金 被認定者が認定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受けるべき遺族がない時に、遺族に支給（6）葬祭料 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、葬祭を行った者に支給（7）診断書扶助料 被認定者が更新の際に負担した診断書料の一部（@1,000円）を補助（区単独事業）											
経過		昭和50年12月、公害健康被害補償法【旧法】により、荒川区が第1種地域に指定され（当区を含め23区中19区が指定された）、被認定者に対し、医療費、障害補償費等の補償を給付している。昭和63年3月1日第1種地域指定が全国一斉に解除され、以降新規認定は法的になくなり、被認定者や遺族に対し、認定更新や補償給付等を行うのみとなった。 令和7年度、「公害健康被害補償給付費」と「公害健康被害補償給付事務費」の分析シートを統合した。											
必要性		法律に基づく補償制度であるため、定められた基準等に沿って事務事業を継続しなければならない。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)					
	①	被認定者数	461	443	437	425	425	目標値は、平均減少率から算出。					
	②	医療費（延べ件数）	7,892	7,773	7,487	7,128	7,128	目標値は、過去の実績から算出。					
③	医療費総額（公害・非公害医療機関・調剤）	137,553	133,025	129,308	123,102	123,102	目標値は、過去の実績から算出。単位：千円						
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
8年度		9年度											
継続		継続		国の法定受託事務として継続して実施する。									

事務事業分析シート（令和8年度）										No1
事務事業コード		09-01-18			戦略プラン		☐ 協働 ☒ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		ぜん息教室			部課名		健康部生活衛生課		課長名	田久保
					担当者名		荻原		内線	424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-02-01		ぜん息教室						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		昭和 55（ 1980 ）年度		根拠法令等		公害健康被害の補償等に関する法律				
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等						
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系		分野		I 生涯健康都市						
		政策		01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現						
		施策		03 地域医療の充実						
目的		公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定を受けた者（以下「被認定者」という。）やぜん息等の呼吸器疾患に関心のある方に対し、指定疾病に関する知識啓発及び腹式呼吸・呼吸筋ストレッチ等の講義と実技指導を行うことにより、健康回復を図る。								
対象者等		被認定者、東京都大気汚染医療費助成患者及びぜん息等呼吸器疾患に関心のある方								
内容		令和7年度実績（講座内容・開催日・参加者数） ①「ぜん息音楽教室」第1回 6月27日 日暮里サニーホールコンサートサロン 26名参加 第2回 9月28日 町屋文化センター多目的ホール 19名参加 ②「子どもぜん息音楽教室」9月28日 町屋文化センター多目的ホール 23名参加 ③「ぜん息呼吸筋ストレッチ教室」10月22日 荒川区役所北庁舎101会議室 16名参加 ・周知方法：区報、区営掲示板、区ホームページ、区内関係施設及び公共施設等にてチラシの配布・ポスター掲示、大気汚染医療費助成制度の医療券に同封、区公式SNS・スクリレ等での配信 「ぜん息呼吸筋ストレッチ教室」、「ぜん息音楽教室（第2回）」のチラシ、ポスターは独立行政法人環境再生保全機構の広報支援事業を活用								
経過		令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響により、ぜん息音楽教室を中止 ストレッチ教室は規模を縮小して実施 令和3～4年度 新型コロナウイルス感染症の影響により、ぜん息音楽教室第1回を中止 ぜん息音楽教室第2回及びストレッチ教室は規模を縮小して実施 令和5年度 感染防止対策を行いながら、ぜん息音楽教室（第1回、第2回）、ストレッチ教室を実施 令和6年度 子どもぜん息音楽教室を開始								
必要性		気管支ぜん息等の呼吸器疾患患者に自己管理の知識啓発と実技指導を行うことで、病状の悪化を防ぐために必要である。								
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)		
	① 延べ参加者数（人）	60	109	84	120	120				
	②									
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
8年度		9年度								
継続		継続		公害健康被害の補償等に関する法律に基づく、公害保健福祉事業及び予防事業の一環として、腹式呼吸、呼吸筋ストレッチを行い、健康回復を図る。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,481	4,109	628	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	85	72	▲ 13		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	213	200	▲ 13
		補助費等	129	129	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	213	200	▲ 13
		賞与・退職給与引当金繰入額	249	569	320		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 3,731	▲ 4,679	▲ 948
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		3,944	4,879	935	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 3,731	▲ 4,679	▲ 948
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 3,731	▲ 4,679	▲ 948	

備考

行政費用の物件費は消耗品費、郵送料といった運営経費である。補助費等は講師謝礼である。行政収入は公害健康被害予防事業助成金の歳入である。

問題点・課題

参加者に占める高齢者の比率が高い現状を踏まえ、より幅広い世代の参加者を確保するため、周知方法や開催日時、会場等について検討を行う必要がある。また、児童を対象とした事業の周知活動についても、引き続き強化が求められる。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続きSNS等での周知を実施するほか、電子申請システム等を活用し、より申込みやすい体制を構築する。	デザインツールを活用して魅力的なポスター、チラシを作成することにより、若年層や子育て世代の参加を促進した。	周知方法の種類を増やすよう検討するとともに、アンケートを改善し、講座内容の評価だけでなくニーズの把握を行う。
②			
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 12 区 未実施 10 区 不明 0 区)			
	練馬区・杉並区・世田谷区・中野区については、旧第1種指定地域（公害健康被害補償法【旧法】に基づく、 ＜地域指定＞）に該当しないため、福祉事業は実施無し。			

況 実	
況 (要旨) 議 会 質 問 状	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	09-01-20		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	療養講座		部課名	健康部生活衛生課		課長名	田久保	
			担当者名	荻原		内線	424	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-02-02	療養講座					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 60	（ 1985 ）	年度	根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☐ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき認定を受けた者（以下「被認定者」という。）やぜん息等の呼吸器疾患に関心のある方に対し、指定疾病に関する知識及び腹式呼吸・呼吸筋ストレッチ等の講義と実技指導を行うことにより、健康回復を図る。							
対象者等	被認定者、東京都大気汚染医療費助成患者及びぜん息等呼吸器疾患に関心のある方							
内容	気管支ぜん息、その他呼吸器疾患に関する知識普及と日々の自己管理などについて、講演会形式で実施する。講師は、毎年具体的なテーマを設定し選定している。 ・実施時期：9月～12月 2時間程度 ・実施場所：ゆいの森あらかわ、荒川区役所北庁舎会議室等 ・周知方法：区報、区営掲示板、区ホームページ、公共施設及び健康情報提供店にてチラシの配布・ポスターの掲示、大気汚染医療費助成制度の医療券に同封、区公式SNS、健康アプリ「あらチャレ」での配信 ※ポスター、チラシは独立行政法人環境再生保全機構の広報支援事業を活用							
経過	児童対象の講座は、平成14年度まで実施していたが、参加者が減少しているため、平成15年度は中止し、平成16年度以降は実施していない。 成人対象の講座においては、若年層の参加を促すため、夜間の実施としていたが、参加者数が増えなかったことから、令和6年度まで平日の午後に開催していた。令和7年度からは多数の参加者を受け入れられるよう休日の午後の開催とした。 令和4年度 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止 令和5年度「ぜん息の療養生活における食事と運動」9月27日 15名参加 令和6年度「ぜん息の療養生活における口腔ケアの必要性」9月25日 21名参加 令和7年度「ぜん息ってどんな病気？ ～正しい診断と最新治療～」11月16日 55名参加							
必要性	被認定者及びその家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療養についての講演を行うことにより、疾病とその治療法に関する知識を普及し、健康の増進を図ることは重要である。 なお、当事業は国の補助事業である。							
実施方法	（ ☒ 直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 講演会形式で行い、必要に応じて実技指導を行う。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	延べ参加者数（人）	15	21	55	60	60	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		休止・完了		公害保健福祉事業及び予防事業の一環として、疾病や治療法に関する知識の普及を図ってきたが、他課実施の講座や各種メディアにより同様の知識を得ることができるため、令和8年度をもって事業完了とする。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			100	77	82	85	69	58	58
決算額（8年度は見込み）			43	42	0	46	51	46	58
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	延べ参加人数		14	10	0	15	21	55	60
	対象者数（公害認定者数）		510	489	476	461	443	437	425
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	講師謝礼	41	報償費	講師謝礼	41	報償費	講師謝礼	42	
需用費	消耗品費	3	需用費	消耗品費	0	需用費	消耗品費	9	
役務費	郵便料	7	役務費	郵便料	5	役務費	郵便料	7	
使用料	施設使用料	0							

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,628	2,739	111	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	10	5	▲ 5		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	51	46	▲ 5
		補助費等	41	41	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	51	46	▲ 5
		賞与・退職給与引当金繰入額	188	379	191		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,816	▲ 3,118	▲ 302
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		2,867	3,164	297	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,816	▲ 3,118	▲ 302
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,816	▲ 3,118	▲ 302	

備考

行政費用の物件費は消耗品費、郵送料といった運営経費である。補助費等は講師謝礼である。行政収入は公害健康被害予防事業助成金の歳入である。

問題点・課題

より多くの方に参加いただけるよう定員の拡大、日曜開催、電子申請の導入、SNSや健康情報提供店と連携した周知等を実施したが定員に対する参加率は増加していない。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続きSNS等での周知を実施する ほか、電子システム等を活用し、よ り申し込みやすい環境を整える。	会場の変更、休日の開催及び電子シ ステムによる申込み環境を整えたこ とによって、幅広い年代の参加につ ながった。	8年度での事業完了に向け、他の 類似事業の周知を行うなど、丁寧 な対応を行う。
②			
③			

他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施 11 区 未実施 11 区 不明 0 区）
	練馬区・杉並区・世田谷区・中野区については、旧第1種指定地域（公害健康被害補償法【旧法】に基づく、 ＜地域指定＞）に該当しないため、福祉事業は実施無し。

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	09-01-21		戦略プラン	○ 協働	● 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	家庭療養指導		部課名	健康部生活衛生課	課長名	田久保		
			担当者名	荻原	内線	424		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-02-03	家庭療養指導						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 52	（ 1977 ）	年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	○ 有 ● 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	● 法令基準内	○ 都基準内	○ 区独自基準	計画区分	○ 計画	● 非計画		
行政評価 事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定を受けた者（以下「被認定者」という。）を訪問し、日常生活の指導、保健指導等を実施するとともに病状回復の促進を図る。							
対象者等	①2級の被認定者・在宅酸素療法実施等、病状・治療・療養状況把握が必要な者 ②高齢の被認定者で病状・治療・療養状況の把握や家族への療養指導が必要な者 ③病状が悪化傾向・医療の状況が不明等、訪問指導の必要性が高い者							
内容	更新手続時面接、医学的検査時面接、主治医診断報告書、公害診療・公害調剤レセプト等から、必要性の高い被認定者を選定する。 実施方法 ①被認定者に電話等で事前連絡・調整を行い家庭訪問を行う。 ②電話で療養指導・相談を行う。 ③被認定者の状況に応じて、施設（特別養護老人ホーム・グループホーム・老人保健施設・医療機関等）にて療養指導を行う。 ④ケアマネジャー・相談員・別世帯の家族と調整し、訪問指導時に同席してもらう。 ⑤被認定者を対象に公害保健通信を定期的に発行し、家庭療養に必要な情報を提供する。							
経過	年間訪問件数 令和04年度 26件（電話による療養指導25件含む） 令和05年度 52件（電話による療養指導41件含む） 令和06年度 45件（電話による療養指導26件含む） 令和07年度 25件（電話による療養指導10件含む） ※環境省より、令和3年度以降新型コロナウイルス感染症の拡大に際して電話を活用した特例的な扱いが認められたため、電話による療養指導を計上している。							
必要性	被認定者の高齢化により、抱えている問題が複雑化している。生活の状況に応じた療養指導が必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員 ） 病状・年齢・面接での問題点・医療の受療状況等により、必要性の高い被認定者を優先して訪問指導を実施する。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	① 訪問指導件数	52	45	25	30	30	対象は、被認定者の中で、療養指導の必要性が高い者	
	② 更新手続時面接件数	140	90	98	129	129		3年に1回の公害認定更新手続きに 来所し面接を実施する件数
③ 医学的検査時面接件数	224	226	236	206	206	障害等級見直し検査に来所する者の うち面接を実施する件数		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	国の法定受託事務として継続して実施する。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,986	3,652	1,666	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	3	8	5		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	213	10	▲ 203
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	213	10	▲ 203
		賞与・退職給与引当金繰入額	142	506	364		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,918	▲ 4,156	▲ 2,238
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	2,131	4,166	2,035		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 1,918	▲ 4,156	▲ 2,238
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 1,918	▲ 4,156	▲ 2,238		

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、関係部署や機関と連携を図り、多様化する需要に対応しながら、被認定者への支援を行う。	在宅で介護を受けながら生活する高齢者に対し、支援関係者と連携をとりながら支援を行った。	高齢化により施設入所や入院する被認定者が増加しているため、関係機関等と緊密に情報を共有し、きめ細かく対応する。
②			
③			

他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施	18	区	未実施	4	区	不明	0	区）
	練馬区・杉並区・世田谷区・中野区については、旧第1種指定地域（公害健康被害補償法【旧法】に基づく、＜地域指定＞）に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。								
議 会 質 問 状 況									

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	09-01-22		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	大気汚染障害者認定審査会事務費		部課名	健康部生活衛生課		課長名	田久保	
			担当者名	五十嵐		内線	424	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-03-01	大気汚染障害者認定審査会事務費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 62	（ 1987 ）	年度	根拠	大気汚染に係る健康被害者に対する医療費に関する条例（東京都）			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。							
対象者等	都内に引き続き1年（3歳未満は6ヶ月）以上住所を有する18歳未満の者で、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発症と診断された者が新規申請可能。更新対象者は平成27年3月末までに認定を受けた、生年月日が平成9年4月1日以前の者。							
内容	条例に基づき、対象疾病（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発症）患者の認定及び更新を決定するための審査会を毎月1回（年12回）開催する。 審査会委員構成 5名（医学5名〔内1名保健所長〕） 《更新期間》 2年 （令和8年3月末時点）都認定患者数（18歳以上）：37,535名 荒川区認定患者数（令和8年3月末時点）：633名（18歳未満0名、18歳以上633名） 18歳以上認定者の内：60～74歳：181名（29%）、75歳以上：146名（23%） * 申請・届出等に係る事務は特別区事務処理特例交付金の対象 * 制度改正に伴い平成26年度、29年度は都交付金あり							
経過	（昭和47年10月 医療費助成制度施行〈東京都〉） 昭和63年3月公害健康被害補償法による第1種地域指定が解除され、荒川区においても公害健康被害補償制度の新規認定が法的になくなったことに伴い、大気汚染に係る健康被害者の認定を行うこととなった。 * 平成19年8月 東京大気汚染公害訴訟の和解を受け、平成20年8月1日から年齢制限を撤廃した。ただし、18歳以上は気管支ぜん息のみで、20歳以上の場合、禁煙していることが条件。18歳未満は変更なし。期限は、2年後の初めの誕生日の月末日まで更新可。 * 平成27年3月末の条例改正により、18歳以上の者の新規認定が終了となったが、既認定者の生年月日が平成9年4月1日以前の者は更新可能。 * 平成30年4月からの制度改正により、18歳以上の認定者に対し、認定疾病に係る医療費の一部に自己負担額（月額6,000円）が生じる。18歳未満の認定者は対象外。							
必要性	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害を救済するために必要である。東京都における特別区委任事務。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	① 審査件数	31.6	24.0	28.5	25.6	25.6	審査件数（年間総件数÷12） 目標値は、実績に基づく推計値	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		都条例に基づく受託事務として継続して実施する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			1,347	1,328	1,280	1,291	1,266	1,280	1,259
決算額（8年度は見込み）			1,167	1,108	1,191	1,118	1,149	1,170	1,259
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	認定患者（18歳未満）		21	17	8	1	0	0	0
	認定患者（18歳以上）		880	840	762	702	690	633	624
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	審査員報酬	938	報酬	審査員報酬	917	報酬	審査員報酬	978	
需用費	事務用品・帳票	106	需用費	事務用品・帳票	139	需用費	事務用品・帳票	138	
役務費	郵便料	105	役務費	郵便料	114	役務費	郵便料	143	

(単位：千円)														
行政コスト計算書	勘定科目				6年度	7年度	差額	勘定科目				6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,218	1,373	▲ 845	行政収入	地方税等	0	0	0				
		物件費	211	253	42		国庫支出金	0	0	0				
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0				
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0				
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0				
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0				
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0				
		賞与・退職給与引当金繰入額	92	63	▲ 29		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,521	▲ 1,689	832				
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0				
	行政費用合計(b)			2,521	1,689	▲ 832	通常収支差額(c)+(d)=(e)			▲ 2,521	▲ 1,689	832		
	特別費用(g)			0	0	0	特別収入(f)			0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)			0	0	0	当期収支差額(e)+(h)			▲ 2,521	▲ 1,689	832			

借	物件費の増は印刷物及び郵送料金の単価の値上による。更新が2年に一度のため、年度により増減がある。
---	--

問題点・課題	・就労や高齢等を理由に来所による更新申請が難しい方が増えていることから、郵送申請が可能であることを周知していく必要がある。 ・令和7年12月2日から旧健康保険証の廃止により、更新申請に必要な書類が「健康保険等の加入状況が確認できる書類」の添付となり、マイナンバーカード（マイナ保険証）提示のみの受付ができない事を周知していく必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	高齢等を理由に来所が難しい被認定者が多くいるため、引き続き郵送申請についての周知を行っていく。	「更新のお知らせ」に申請期間や郵送申請が可能である旨を簡潔に記載した書類を作成し添付した。	健康保険証の廃止に伴い、更新申請に必要な書類が変更になったため、「更新のお知らせ」に追記する等丁寧な対応を行う。
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実
施状況

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

平成21年1定	現在の申請者数及び当初の総定数について
平成21年1定	申請時必要な住民票の無料化及び住民票の確認について
平成21年1定	医療機関における申請書の配付について
平成21年1定	診断書にかかる費用について

No1

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
標	①	インフルエンザ助成件数	182	117	105	120	120	
	②	新型コロナウイルス感染症助成件数	-	28	36	45	45	
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続	国の法定事務として継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	853	1,370	517	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	80	76	▲ 4		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	748	769	21		分担金及び負担金	360	262	▲ 98
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	360	262	▲ 98
		賞与・退職給与引当金繰入額	61	190	129		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,382	▲ 2,143	▲ 761
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,742	2,405	663	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,382	▲ 2,143	▲ 761
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,382	▲ 2,143	▲ 761

備考

物件費の内訳は消耗品費と郵送料である。扶助費は予防接種の助成金である。行政収入は公害保健福祉事業費納付金の歳入である。

問題点・課題

- ・感染症の罹患は呼吸器疾患の悪化を引き起こすことから、予防接種をさらに促進する必要がある。
- ・令和6年度から開始した新型コロナウイルス感染症の定期予防接種助成の周知を徹底していく。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き全対象者への通知の発送、 必要性の説明等の声掛けを徹底し、 接種率の向上を図っていく。	全対象者への通知の発送、必要性の 説明等の周知を徹底し、接種率の向 上を図った。また、通知文をより分 かりやすい記載に更新した。	他区の事例の調査や公害検査時の 問診などを通じて、接種率向上に 向けた取り組みを検討する。
②			
③			

他 区 状	(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)
	旧指定地域（練馬区・杉並区・世田谷区・中野区を除く）で実施。

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

--	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	09-01-24		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	災害時医療体制整備事業		部課名	健康部生活衛生課		課長名	田久保	
			担当者名	齋藤・長谷川		内線	422	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-08-01	災害時医療体制整備事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 30	（ 2018 ）	年度	根拠	荒川区地域防災計画			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	VI	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり					
	施策	01	災害時における体制の強化					
目的	大規模災害発生時において、区民の生命及び健康を守るため、関係機関と連携し、限られた医療資源の中で円滑な医療救護活動を実施できる体制を構築する。ソフト面では、関係機関と連携とした医療救護連携訓練や区職員を対象とした研修及び訓練を実施して実効性の向上を図る。ハード面では、医療資器材及び医薬品の備蓄の定期的な見直しを行い、適正な備蓄の確保に努める。							
対象者等	災害による負傷者							
内容	1 地域防災計画に基づき、災害時に迅速かつ的確に医療救護活動を実施できる体制の構築について検討を重ね、具体的な行動計画の策定及び見直しを行う。 2 平成25年度から、上記の災害医療体制に関する実効性を確認するために、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会等の医療救護班や防災関係団体と連携した医療救護連携訓練を実施している。 3 災害時における健康部の役割及び医療救護活動について、各職員の理解を深めることを目的とした研修及び訓練を実施している。 4 発災時、緊急医療救護所において迅速に負傷者の手当を実施できるよう、医療資器材及び医薬品の更新・見直しを行っている。							
経過	1 平成25年度以降（令和2、3年度を除く）、医療救護連携訓練を実施。 2 令和元年度以降、健康部職員を対象に、災害時における職員の役割及び医療救護活動に関する基礎研修を実施。 3 令和4年度以降、防災課から医療資器材及び医薬品の備蓄管理業務の移管を受ける。 4 令和あらかわ病院が災害拠点病院に指定されるまでの間、区外の災害拠点病院3箇所と災害時における重症者等の受入れに関する協定を締結。 5 令和5年度に、傷病者の搬送体制を強化するため、介護タクシーグループと災害時における傷病者の搬送等の協力について協定を締結するとともに、東京都地域防災計画の改訂を受け、荒川区地域防災計画及び同計画における実施推進計画の見直しを行った。 6 令和6年度に、防災課から災害医療運営連絡会の運営業務の移管を受ける。 7 令和7年3月31日に令和あらかわ病院が災害拠点病院に指定された。							
必要性	区民の生命及び健康を守るため、発災から72時間以内の超急性期においては、関係機関と連携して緊急医療救護所を開設し、傷病者のトリアージ、応急処置及び医療機関への搬送を迅速かつ的確に実施することが求められるため、重点的に推進していく必要性のある事業である。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	医療救護連携訓練の実施回数	1	1	1	2	2	医療救護連携訓練の実施
	②	災害医療運営連絡会の開催回数	1	1	1	2	2	災害医療対応に関する関係者との連絡会を開催
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		大規模災害発生時において、区民の生命を守る医療救護体制を整備する重要な事業であるため、重点的に推進する。				

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		11,505	1,385	18,542	6,524	6,472	19,900	56,570
決算額（8年度は見込み）		9,539	1,166	12,853	5,948	5,817	14,119	56,570
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	医療救護連携訓練回数	0	0	1	1	1	1	2
	医療救護連携訓練参加団体数	0	0	9	13	15	12	12
	図上訓練実施回数	0	0	0	0	0	1	2

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	災害医療コーディネーター報酬	408	報酬	災害医療コーディネーター報酬	407	報酬	災害医療コーディネーター報酬	408
報償費	災害サブ&薬事コーディネーター謝礼	119	報償費	災害サブ&薬事コーディネーター等謝礼	308	報償費	災害サブ&薬事コーディネーター等謝礼	652
旅費	災害医療コーディネーター旅費	0	旅費	災害医療コーディネーター旅費	0	需用費	備蓄品、訓練用資材他	812
需用費	訓練用資材他	262	需用費	備蓄品、訓練用資材他	1,575	役務費	医療救護連携訓練資器材運搬	89
役務費	医療救護連携訓練資器材運搬	77	役務費	医療救護連携訓練他資器材運搬	156	委託料	医薬品管理、防災倉庫建築工事監理	16,535
委託料	医療資材入替滅菌、医薬品管理等	4,951	委託料	医薬品管理等、防災倉庫設計委託	8,477	工事請負費	防災倉庫建築工事	33,600
			備品購入費	医療救護所用備品	3,165	負担金補助	医薬品費負担金、医療救護所用備品	4,473

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	17,803	20,952	3,149	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	5,291	11,719	6,428		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	596	777	181
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	119	338	219		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	596	777	181
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,246	2,845	1,599		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 23,863	▲ 35,077	▲ 11,214
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		24,459	35,854	11,395	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 23,863	▲ 35,077	▲ 11,214
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 23,863	▲ 35,077	▲ 11,214

備考	行政費用の物件費は、主に4年度から医療資器材及び医薬品の管理業務を防災課から移管を受けたことに伴う医療資器材等入替・管理委託料が占めており、更新を実施する年度によって委託料が増減する。7年度は防災倉庫設計や歯科治療機材購入もあり増となった。行政収入は都の包括補助金である。
----	--

問題点・課題	・医療救護連携訓練や災害医療運営連絡会の開催を通じて、平常時から関係機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会等）との連携体制を継続的に構築していく必要がある。 ・災害拠点病院である令和あらかわ病院との連携を強化していく必要がある。 ・健康部職員に対する定期的な研修や訓練を実施し、災害時における実効性の向上を図る必要がある。 ・緊急医療救護所と備蓄品の保管場所が離れているため、保管場所の確保等の検討が必要である。 ・医療救護活動に従事する人材の確保及び外部応援機関の受援体制を整備する必要がある。	
--------	--	--

問題点・課題の改善策	
------------	--

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	区全体の緊急医療救護所の配置や備蓄スペース等の整備について、引き続き見直しを検討していく。	尾久西小学校から佐藤病院前、峡田小学校から岡田病院前に緊急医療救護所の設置場所を変更した。	引き続き、緊急医療救護所の設置場所や医療資器材、医薬品等の備蓄品の保管場所について見直しを図る。
②	訓練の課題を踏まえて、緊急医療救護所の運営体制の見直しを検討していく。	訓練の課題を踏まえて、緊急医療救護所の連絡手段を見直すとともに、区職員の行動マニュアルを改訂した。	引き続き、緊急医療救護所の運営体制の見直しを検討する。
③	関係機関との連携体制を継続的に構築していく。	関係機関の防災委員会への出席、医療救護連携訓練及び災害医療運営連絡会の開催を通じ、関係機関との連携体制の構築に努めた。	発災から72時間以降の関係機関との連携体制について、検討を進める。

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	令和5年度2月決算特別委員会 災害時の医療体制について 令和6年度11月会議 新病院の災害拠点病院指定の進捗について 令和6年度2月決算特別委員会 発災から72時間以降の体制について 令和7年度9月決算特別委員会 令和あらかわ病院の支援体制、発災から72時間以降の体制について 令和7年度2月会議 災害時に未治療死を防ぐための区の災害医療体制について

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	09-01-27		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	休日等医療体制整備事業		部課名	健康部生活衛生課		課長名	田久保	
			担当者名	笠原、大田		内線	422	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-03-01		休日診療対策費					
	01-03-02		休日歯科診療対策費					
	01-03-03		日曜日柔道整復施術事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 48	（ 1973 ）	年度	根拠	休日診療及び準夜間診療事業実施要綱、休日歯科診療対策費など			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☒ 都基準内 ☐ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市					
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03	地域医療の充実					
目的	医療機関等が休診となる日曜、祝日等に、輪番制による医療体制を確保することにより、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。							
対象者等	①内科・小児科・外科系の軽度の救急患者 ②歯科の救急患者 ③打撲・捻挫・脱臼・つき指・骨折などの軽度の救急患者 ④調剤を必要とする救急患者							
内容	①休日診療 5か所/日（4か所輪番、1か所固定） 午前10時～午後5時 日曜、祝日、年末年始 （準夜間） 3か所/日（2か所輪番、1か所固定） 午後5時～午後9時 土・日曜、祝日、年末年始 ②歯科診療 1か所/日 午前9時～午後4時 日曜、祝日、年末年始 ③柔道整復 1か所/日 午前9時～午後7時 日曜 ④調剤薬局 4か所/日 午前10時～午後5時 日曜、祝日、年末年始 （準夜間） 2か所/日 午後5時～午後9時 土・日曜、祝日、年末年始 ※①休日・準夜間診療の固定施設は荒川区医師会館内（荒川区医師会こどもクリニック） ※①休日・準夜間診療の診療科目は、原則として内科・小児科・外科で、各日小児科を1か所以上確保 ※①は区医師会館内で、②は区歯科医師会館内で録音テープによる当番医紹介を行っている（テレホンサービス）。							
経過	① 昭和48年7月 1日あたり5か所の医療機関で休日診療開始 昭和54年4月 準夜間診療開始 / 平成4年4月 土曜日準夜間診療の開始 平成12年4月 二次救急の充実により入院施設確保の廃止 平成29年4月 荒川区医師会館内で固定診療開始（荒川区医師会こどもクリニック） 令和8年4月 荒川区在宅医療推進強化事業開始 ② 昭和56年10月 休日歯科診療開始 ③ 平成19年度 柔道整復師会が自主的に日曜施術を実施（午前9時～午後5時） 平成23年7月 区の後援事業と位置づけ、区報に休日当番施術所を掲載開始 平成28年10月 区の委託事業として日曜日柔道整復施術事業（R5から診療時間延長）を開始 ④ 昭和54年4月 荒川区薬剤師会が自主的に休日調剤薬局を開局 令和4年4月 区の委託事業として休日調剤薬局開局事業を開始							
必要性	医療機関等が休診となる休日等に医療体制を確保し、区民の健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、①休日診療対策は、休日等に二次救急医療機関に患者が集中することを防ぐことにつながるため、二次救急医療機関が本来の機能を遂行する上でも必要性が高い。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 区からの委託により実施（①荒川区医師会、②荒川区歯科医師会、③東京都柔道整復師会荒川支部、④荒川区薬剤師会）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	医療の充実度	3.50	3.53	3.56	3.60	3.60	GAH指標（5段階評価）
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
推進	推進	区民の健康保持に直結する事業であり、緊急時の対応に不可欠であるため推進する。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額					113,719	115,177	114,646	115,209	128,524
決算額（8年度は見込み）					108,771	111,053	110,380	112,267	128,524
実績の推移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	休日・準夜間診療受診者数		4,576	6,403	8,714	12,811	12,287	10,915	10,945
	休日歯科診療受診者数		227	205	186	212	229	245	220
	日曜日柔道整復施術受診者数		68	74	55	43	34	42	40
	休日・準夜間調剤患者人数		-	-	3,439	5,089	5,426	5046	5,300
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
委託料	休日診療委託	92,758	委託料	休日診療委託	93,680	委託料	休日診療委託	95,687	
	休日歯科診療委託	8,410		休日歯科診療委託	8,516		休日歯科診療委託	8,516	
	日曜日柔道整復施術委託	1,310		日曜日柔道整復施術委託	1,286		日曜日柔道整復施術委託	1,287	
	休日調剤薬局委託	7,902		休日調剤薬局委託	8,785		休日調剤薬局委託	11,068	
						負担金補助等	在宅医療推進強化事業補助金	11,966	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	2,985	2,922	▲ 63	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	110,380	112,267	1,887		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	214	405	191	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 113,579	▲ 115,594	▲ 2,015	
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	113,579	115,594	2,015	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 113,579	▲ 115,594	▲ 2,015	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 113,579	▲ 115,594	▲ 2,015		

備考

行政費用の物件費は医師会等への委託料である。

問題点・課題

・今後も必要な時には本事業を利用いただけるよう区民への啓発を継続していく必要がある。

・休日・準夜間診療について、土曜日は準夜間のみの開設となるが、長期連休期間中の土曜日は休診する医療機関が多いため、日中の診療実施状況を把握し、適宜区民への情報提供をしていく必要がある。

・休日調剤薬局については、薬剤師会非加入薬局の開局状況を確認し、薬剤師会協力の下、空白を作らないよう調整する必要がある。

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	長期連休期間中は土曜日日中の診療状況についても把握し、ホームページ等により適宜情報提供を行う。	旧盆期間・年末年始期間等の開設状況調査において、大型連休前後の診療状況を把握できるよう調整した。	正確に診療状況を把握するとともに、ホームページ等広報の充実を図る。
②	薬剤師会と連携して区内の開局状況を確認し、空白を作らないよう調整する。	当番医の最寄りに開局可能な薬局がない場合には、薬剤師会と連携し、できる限り近い薬局に開局を要請する等調整を行った。	薬剤師会と連携して休日診療当番医と薬局の連携状況を確認し、空白を作らないよう調整する。
③			

施 状 況	地区の実	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
		①休日診療：実施22区（固定施設19区） ②休日歯科診療：実施22区（固定施設14区） ③柔道整復施術所：実施7区（台東区、江東区、品川区、大田区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区） ④休日調剤薬局：実施21区（未実施区：墨田区、足立区）

議 案	令和元年度9月会議 休日薬局への支援について
議 決	令和3年度決特 休日薬局への支援について